

議第36号 呉市食品衛生法に基づく営業の基準に関する条例を廃止する条例の制定について

1 廃止の趣旨

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」といいます。）の一部改正に伴い、営業者が遵守すべき営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置（以下「公衆衛生上必要な措置」といいます。）に関する基準を定める条例を定める必要がなくなることから廃止をするものです。

2 条例廃止の経緯

公衆衛生上必要な措置に関する基準は、法により、都道府県（指定都市及び中核市を含みます。）の条例で定めることができると規定され、これを受けて呉市においては、中核市への移行の際に厚生労働省が技術的助言として示す「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号）を参考にして、基準を定める条例を制定しました。

この度、HACCP※に沿った衛生管理の制度化等を目的として法の一部改正がされ、これまで都道府県などが条例で定めていた公衆衛生上必要な措置に関する基準が、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）に規定され、当該基準が直接適用されることとなりましたので、公衆衛生上必要な措置に関する基準を定める条例を定める必要がなくなりました。

※ HACCP（ハサップ）

事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法であり、先進国を中心に義務化が進められています。

3 施行期日

令和2年6月1日